

平成19年6月1日施行
平成22年4月1日改正
令和元年8月1日改正

尼崎市建築基準法第51条ただし書きの許可に係る
同条のその他政令で定める処理施設に関する取扱基準について

尼崎市都市整備局建築指導課
尼崎市都市整備局都市計画課

1 対象施設（「その他政令で定める処理施設」）

- ア 1日あたりの処理能力が5トン以上のごみ処理施設（ごみ焼却場を除く。）
- イ 次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。）
 - (ア) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設
 - (イ) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に掲げる廃油処理施設

2 処理施設に関する取扱

(1) 用途地域関係

- ア 準工業地域、工業地域又は工業専用地域内に位置すること。ただし、次に掲げる地区を除く。
 - (ア) 地区計画等の都市計画又は法令により対象施設の建築が規制された地区
 - (イ) 住工共存型特別工業地区（平成22年尼崎市告示第1号）
 - (ウ) 都市機能誘導特別用途地区（令和元年尼崎市告示第110号）
- イ 対象施設及び用途地域ごとの取扱は、別表のとおりとする。

(2) 既存の施設等からの離隔距離関係

産業廃棄物処理施設については、次に掲げる要件を満たすこと。

- ア 施設に係る土地の敷地境界線から学校、病院、診療所、図書館、社会福祉施設等又は都市公園に係る土地の敷地境界線までの距離が100m以上離れていること。ただし、前記施設との間に、幹線道路（4車線以上の道路をいう。）、鉄道施設又は大規模の工場等があり、公害防止上支障がない場合は、この限りでない。
- イ 施設に係る土地の敷地境界線から、建築基準法第48条第1項から第7項に掲げる用途地域、住工共存型特別工業地区又は都市機能誘導特別用途地区との

境界線までの距離が100m以上離れていること。

(3) 道路・交通関係

ア 対象施設の主たる搬入搬出口が面する道路の幅員が、次の表の左欄に掲げる敷地規模の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以上であること。

敷地面積	道路幅員
3,000㎡以上	9m
3,000㎡未満	6m

イ 対象施設に処理物資等を搬入し、又は搬出する際に通行する道路沿道の生活環境に著しい影響や当該道路の交通に支障を与えないこと。

(4) 緑化関係

ア 対象施設の敷地内には、次の(7)又は(イ)の区分に応じ、当該(7)又は(イ)に掲げる措置を講じること。

(7) 敷地面積が1,000㎡以上の場合 環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）に適合する緑地を設置すること。

(イ) 敷地面積が1,000㎡未満の場合 次に掲げる措置

a 新築の場合にあつては、空地面積（敷地面積－敷地面積×建築基準法第53条各項による建蔽率をいう。以下同じ。）の50%以上の緑地を設置すること。

b 既存敷地内での増築又は用途変更の場合にあつては、空地面積の20%以上の緑地を設置すること。

c 敷地が増加する場合にあつては、増加した敷地の空地面積の50%以上と、既存敷地の空地面積の20%以上の緑地を設置すること。

イ 緑地は、物理的に設置することが出来ない事由がないかぎり、道路沿いに設置すること。

(5) 周辺地区への周知関係

計画内容について十分理解が得られるよう、周辺地区の住民等へ個別説明や説明会等で説明すること。

(6) その他

関係課の指示に基づき所定の事前協議を行うなど、新築、増築又は用途変更に係る所定の手続を遵守すること。